

登録速報（適用拡大）

農薬名：トライトレボン粉剤 DL
登録番号：第23403号
適用拡大登録日：2019年5月29日

適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を追加し、変更後のとおりとする。

- ・作物名「だいず」を追加する。

【変更後】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	トフェップロックスを含む農薬の総使用回数	アブゾロンを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病 ウンカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類	3～4 kg/10a	収穫 14日前 まで	2回 以内	散布	3回以内	2回以内
だいず	紫斑病	3kg/10a				2回以内	

※当該変更に伴い、

農薬登録申請書第8項に、（2）として以下を追加し以降番号を順次送り、変更後のとおりとする。

- （2）だいずに使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので、新葉にかからないように注意して散布すること。

【変更後】

- （1）本剤はできるだけ飛散を少なくするように製剤されており、一般の粉剤に比べ、見かけ比重がやや大きく流動性が良いので、散布の際は散粉機の開度を1目盛程度しぼって散布すること。
- （2）だいずに使用する場合、薬害を生じるおそれがあるので、新葉にかからないように注意して散布すること。
- （3）周辺の作物にかかると薬害を生じるおそれがあるので、かからないように十分注意して散布すること。
- （4）蚕に対して長期間毒性があるので、近くに桑園がある場合には絶対に桑葉にかからないようにすること。
- （5）散布器具、作業衣などは桑用と必ず区別すること。
- （6）ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ①ミツバチ等の巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ②関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- （7）本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。